

CSDDD（企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令）とは

— 簡素化改正指令を踏まえた解説（後編：デューデリジェンス義務の具体的な内容） —

TMI 総合法律事務所

パートナー弁護士 大江 修子

弁護士 磯井 里衣

本稿は、前編「CSDDD（企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令）とは— 簡素化改正指令を踏まえた解説（前編）」の続編であり、用語・略語・定義等は特に断りのない限り前編に従います。

前編では、CSDDDの概要、適用開始時期、適用対象となる企業の範囲、制裁・罰則等を確認するとともに、企業に課される義務の全体像を概観しました。後編では、CSDDDに基づき適用対象企業が負う各義務の内容を条文に即して具体的に見ていきます。

1. CSDDDに基づき適用対象企業が負う義務の具体的な内容

前編で述べたとおり、CSDDDに基づき企業が負う主な義務は以下の8つです。これらの義務を反復的・継続的に行うことが求められます。

【企業に課される主な義務】

1	デューデリジェンスの企業方針・リスク管理システムへの組み込み (Art.7)
2	実際の、または潜在的な人権・環境への負の影響の特定・評価、必要に応じた優先順位付け (Art.8, 9)
3	潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化 (Art.10, 11)
4	実際の負の影響に対する救済 (Art.12)
5	有意義なステークホルダー・エンゲージメント (Art.13)
6	通知メカニズム・苦情処理手続の構築・維持 (Art.14)
7	モニタリングと定期的な見直し (Art.15)
8	デューデリジェンスについての公表 (Art.16)

以下、各義務の内容を条文に即して見ていきます。

(1) デューディリジェンスの企業方針・リスク管理システムへの組み込み (Art.7)

企業は、CSDDD に基づくデューディリジェンスを、自社の方針・ポリシーおよびリスク管理システムに組み込む必要があります。

このために策定すべきデューディリジェンス方針は、従業員およびその代表者との事前協議のうえで定められ、少なくとも以下の内容を含まなければなりません

(Art.7(2))。

【デューディリジェンス方針に含めるべき内容】

<ul style="list-style-type: none">● 全体的な方針・アプローチ<ul style="list-style-type: none">● 長期的な視点も含めた、デューディリジェンスの進め方に関する会社の方針・アプローチの説明
<ul style="list-style-type: none">● 行動規範 (コード・オブ・コンダクト)<ul style="list-style-type: none">● 自社、子会社、直接・間接のビジネスパートナーが準拠すべき規則・原則を明文化したもの
<ul style="list-style-type: none">● デューディリジェンスの組み込み・運用方法<ul style="list-style-type: none">● デューディリジェンスをどのように方針・手続・社内規程・プロセスに組み込んでいるか● 行動規範の遵守状況をどのように検証しているか● 行動規範の適用をビジネスパートナーにまで拡大するために、どのような措置 (契約条項、研修、モニタリング等) を講じているか

また、重要な変更が生じた場合には不当に遅滞することなくデューディリジェンス方針を更新し、また、少なくとも 24 か月ごとに当該方針を見直し、必要に応じてこれを更新することが求められます (Art.7(3))。

(2) 実際の、または潜在的な人権・環境への負の影響の特定・評価、必要に応じた優先順位付け (Art.8、9)

CSDDD は、サプライチェーン全体をいきなり細かく洗い出すことまでは要求していません。

まず「どこにリスクが集中していそうか」を絞り込み (ステップ1: スコーピング)、そのうえで重点的に深掘りし (ステップ2: 詳細評価)、最後に優先順位付けを行う (ステップ3: 優先順位付け) という、段階的なリスクベースのアプローチを前提としています。

企業は、以下の範囲で生じうる人権・環境への実際の負の影響・潜在的な負の影響について、これらのステップを実施する必要があります。

【デューディリジェンスの対象範囲 (Art.8(1))】

<ul style="list-style-type: none">● 自社の事業活動● 子会社の事業活動
--

- 自社の「活動連鎖（chain of activities）」に関連するビジネスパートナーの事業活動

※「活動連鎖（chain of activities）」とは、当該企業の製品・サービス提供に関連する、上流のビジネスパートナーの活動（設計・調達・製造・物流、製品・サービスの開発等）と、当該企業のためまたは当該企業に代わって行われる、下流のビジネスパートナーの活動（流通・輸送・保管等）を指します。ただし、規則（EU）2021/821 に基づくデュアルユース輸出管理や、武器・弾薬・戦争物資に係る輸出管理の対象となる製品については、当該製品の輸出が許可された後の流通・輸送・保管は、「活動連鎖」から除外されます（Art.3(1)(g)）。

※「ビジネスパートナー」とは、当該企業の事業活動・製品・サービスに関連して、当該企業と商業上の契約関係にある事業体や、活動連鎖に基づき当該企業からサービスの提供を受ける事業体（直接ビジネスパートナー）、および、当該企業とは直接の契約関係はないものの、当該企業の事業活動・製品・サービスに関連する事業活動を行う事業体（間接ビジネスパートナー）を指します（Art.3(1)(f)）。

【人権・環境への負の影響を特定、評価、優先順位付けするための 3 ステップ】

ステップ 1：スコーピング（当たり付け）（Art.8(2)(a)）

- まず、自社・子会社・ビジネスパートナーの事業について、
 - 負の影響が最も発生しやすく、かつ、
 - 深刻度が高くなり得る
 「一般的な領域」を特定する。
- その際、以下のリスク要因を考慮する。ステップ 2 においても同様。
 - ビジネスパートナーが CSDDD や同種の強制的なサステナビリティ・デューディリジェンス法制の対象とならない企業か
 - 負の影響に対する法執行の水準が低い国・地域か
 - リスクの高いセクター、事業活動、製品・サービスか
- 合理的に入手可能な情報に基づいてスコーピングを行えば足りる。すべてのビジネスパートナーから新たな情報を集めて網羅的なマッピングを行うことまでは求められていない。

ステップ 2：詳細評価（重点領域の深掘り）（Art.8(2)(b), (3), (4)）

- 次に、スコーピングの結果に基づき、負の影響の発生可能性が最も高く、深刻度が最も高くなり得ると特定された領域について、詳細な評価を実施する（Art.8(2)(b)）。
- 詳細評価における情報収集（Art.8(3)）
 - 企業は、情報が必要な場合に限り、ビジネスパートナーから情報提供を求めることができる。特に、従業員数が 5,000 人未満のビ

<p>ビジネスパートナーについては、他の手段では合理的に入手できない情報に限りて要求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な情報が複数のビジネスパートナーから得られる場合には、負の影響が最も発生しやすいと見込まれるビジネスパートナーから直接情報を求めることを優先しなければならない。 複数の領域で同程度の深刻さの影響が同程度の確率で発生しそうな場合、直接のビジネスパートナーが関与する領域の評価を優先することができる。 <p>• なお、CSDDD は、こうしたリスクの特定・評価にあたり、必ずしも自社だけですべての情報を一から集めることまでは求めていない。企業は、独立したレポートやデジタルツール、業界・マルチステークホルダーのイニシアティブ、内部通報窓口等から得られる情報も活用できる (Art.8(4))。</p>

ステップ 3：優先順位付け (Art.9)

- すべての特定された負の影響を同時に完全に防止、軽減、停止または最小化することが不可能な場合には、どのリスクから対処すべきかについて「優先順位付け」を行う。
- 優先順位付けの基準 (Art.9 (2))
 - 「重大性 (どれだけ深刻か)」×「発生可能性 (起こりやすさ)」
- そのうえで、まずは、最も重大かつ発生可能性が高い負の影響について、合理的期間内に防止・軽減 (Art.10) や停止・最小化 (Art.11) に取り組むことが求められる。
- 正しく優先順位付けを行っている限り、「相対的に深刻ではない負の影響にまだ対応できていない」という事実だけで制裁の対象になることはない (Art.9 (4))。

(3) 潜在的な負の影響の防止・軽減 (Art.10)、実際の負の影響の停止・最小化 (Art.11)

(ア) 潜在的な負の影響の防止・軽減 (Art.10)

企業は、潜在的な負の影響を、防止、または、防止が不可能または直ちに実行できない場合には、十分に軽減するための、「適切な措置」を講じなければなりません。

【「適切な措置」を決定するための考慮事項】

<ul style="list-style-type: none"> 誰が潜在的な負の影響を引き起こし得るか 自社のみ／自社+子会社・ビジネスパートナー／ビジネスパートナーのみ
<ul style="list-style-type: none"> どのレベルにおいて潜在的な負の影響が発生するか 自社／子会社／直接ビジネスパートナー／間接ビジネスパートナー
<ul style="list-style-type: none"> 企業の影響力の程度 企業が、負の影響を引き起こすビジネスパートナーにどの程度影響力を持ちうるか

【企業が実施すべき「適切な措置」の具体例】

- 防止措置の性質・複雑性から必要な場合の防止行動計画の策定・実施
- 直接・間接のビジネスパートナーに対し行動規範や防止行動計画への準拠を求める契約上の誓約、およびその遵守状況の検証
- 施設・生産その他の業務プロセスや設備について、財務的・非財務的投資、調整または改善を行うこと
- 購買慣行、設計、販売・流通を含む、自社の事業計画、全体戦略、オペレーションに必要な修正を行い、改善すること
- サプライチェーン上の中小企業（SME）に対する能力構築・資金支援
- 他社・マルチステークホルダーとの協働

(イ) 実際の負の影響の停止・最小化（Art.11）

企業は、既に発生している実際の負の影響を、停止させる、または、直ちに停止することができない場合には、その範囲を最小限に抑えるための、適切な措置を講じなければなりません。

【「適切な措置」を決定するための考慮事項】

- | |
|--|
| ● 誰が実際の負の影響を引き起こしたか
自社のみ／自社+子会社・ビジネスパートナー／ビジネスパートナーのみ |
| ● どのレベルにおいて実際の負の影響が発生しているか
自社／子会社／直接ビジネスパートナー／間接ビジネスパートナー |
| ● 企業の影響力の程度
企業が、負の影響を引き起こしたビジネスパートナーにどの程度影響力を持っているか |

【企業が実施すべき「適切な措置」の具体例】

- 負の影響の深刻度と企業の関与度に応じた、負の影響の除去・最小化
- 直ちに停止できないために必要な場合の是正行動計画の策定・実施
- 直接・間接のビジネスパートナーに対し行動規範や是正行動計画への準拠を求める契約上の誓約、およびその遵守状況の検証
- 施設・生産その他の業務プロセスや設備について、財務的・非財務的投資、調整または改善を行うこと
- 購買慣行、設計、販売・流通を含む、自社の事業計画、全体戦略、オペレーションに必要な修正を行い、改善すること
- サプライチェーン上の中小企業（SME）に対する能力構築・資金支援
- 他社・マルチステークホルダーとの協働
- 救済

(ウ) 最終手段としての取引抑制・停止（Art.10.6、11.7）

上記の防止・軽減措置または停止・最小化措置を講じてもなお、潜在的な負の影響を防止・適切に軽減または実際の負の影響を停止・最小化できない場合、「最後の手段」として、かつ、当該影響が対処されるまで、以下の対応を行うことが求められます。

【最終手段としての取引抑制・停止】

- 新規取引の開始や既存取引の延長を行わないこと
- 法が許す範囲で、取引関係を一時停止すること（ビジネスパートナーに対する影響力を活用・強化する目的も含む）
- 問題解決の合理的な見込みがある場合には、遅滞なく、特定の負の影響について「強化版防止行動計画」または「強化版是正行動計画」を策定し、実施すること

上記の強化版行動計画が成功する合理的な見込みがある限り、企業が当該ビジネスパートナーとの関係を継続しているという事実だけを理由に制裁や責任追及を受けることにはなりません。

【取引停止前の比較衡量義務】

企業は、取引を停止する前に、取引停止によって生じる負の影響が、防止・軽減または停止・最小化できなかった負の影響と比べて、「明らかにより重大（manifestly more severe）」となることが合理的に予見されるかどうかを評価しなければなりません。もし、取引停止によって生じる負の影響の方が明らかにより重大なものとなることが合理的に予見される場合、企業は取引停止を行わないことも許されます。ただし、その場合でも、なぜそのように判断したのかについて合理的な理由を監督当局に説明できるようにしておく必要があります。

【実際に取引を停止した場合の企業の義務】

企業が取引停止を決定した場合、停止による負の影響を防止、軽減、停止するための措置を講じなければなりません。また、当該ビジネスパートナーに対し、合理的な事前通知を行うこと、その停止決定を継続的に見直すことも求められます。

【取引停止をしない場合の企業の義務】

企業が取引を停止しないと判断した場合、当該負の影響をモニタリングし続けなければなりません。そのうえで、取引を停止しないと判断を定期的に見直し、必要に応じて、さらに適切な措置（新たな是正策・予防策など）がないかを検討することが求められます。

(4) 実際の負の影響に対する救済（Art.12）

企業が、自ら単独で、または子会社・ビジネスパートナーと共同で実際の負の影響を引き起こした場合には、その影響について救済を提供しなければなりません。

一方で、負の影響がビジネスパートナーのみの行為によって生じた場合には、企業が自主的に救済を提供することはできるものの、救済提供の法的義務が直ちに企業に課されるわけではありません。企業は、負の影響を引き起こしているビジネスパートナーに対し、救済を提供するよう影響力を行使することもできます。

【実際の負の影響に対する企業の救済義務の有無】

負の影響を引き起こした主体	企業による救済
企業が自ら単独で、または子会社・ビジネスパートナーと共同で実際の負の影響を引き起こした場合	<ul style="list-style-type: none"> 救済義務（影響を受けた個人・コミュニティ・環境を、可能な限り、影響が生じなかった場合に近い状態に回復させる義務）を負う。 救済の例：金銭的・非金銭的な措置や、必要に応じて公的当局が行った修復措置の費用負担等。
ビジネスパートナーが単独で実際の負の影響を引き起こした場合	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに救済義務を負うわけではない。 企業が自主的に救済を提供することはできる。 負の影響を引き起こしているビジネスパートナーに対し、救済を提供するよう影響力を行使することも可能。

(5) 有意義なステークホルダー・エンゲージメント (Art.13)

企業は、デューディリジェンスを実施するにあたり、関係するステークホルダーと有意義かつ効果的な対話（エンゲージメント）を行わなければなりません。その際、報復・不利益取扱いを防止する観点から、必要に応じて匿名性・機密性を確保し、対話への参加を妨げる障害（言語、アクセス、権力格差など）を特定・対処することが求められます。

【対話をすべきステークホルダーの範囲】

「関係するステークホルダー（relevant stakeholders）」とは、概ね次の者を含みます。

- 自社・子会社・ビジネスパートナーの労働者およびその代表（労働組合・労働者代表）
- 企業、その子会社およびビジネスパートナーの製品・サービス・事業によって、その権利または利益が直接影響を受ける、または受け得る個人・コミュニティ
- そのような個人・コミュニティの正当な代表者

【対話を行うべきステージ】

企業は、少なくとも次のデューディリジェンスのステージにおいて、関係するステークホルダーと協議を行う必要があります。

- 負の影響の特定・評価・優先順位付けを目的として、実際の、または潜在的な負の影響に関する必要な情報を収集するとき

- 防止・是正措置計画および強化版防止・是正行動計画を策定・見直し・強化するとき
- 負の影響を是正するための適切な措置を講じるとき

なお、ステークホルダーと直接の有意義な関与が合理的に不可能な場合には、追加的に、実際の、または潜在的な負の影響について信頼できる見解を提供できる専門家に相談しなければなりません。

【情報提供と追加情報請求】

企業は、営業秘密指令（Directive (EU) 2016/943）を害さない範囲で、ステークホルダーとの協議に際し、関連性があり包括的な情報を提供する義務があります。また、ステークホルダーは、合理的な理由を示して追加情報を請求することができ、企業は合理的な期間内に、適切で理解しやすい形式でこれを提供しなければなりません。企業が追加情報の提供を拒否する場合、ステークホルダーは、その理由について書面による説明を受ける権利を有します。

【イニシアチブの活用と限界】

企業は、業界イニシアチブやマルチステークホルダー・イニシアチブといった既存の枠組みを活用してステークホルダーとの対話を進めることも認められています

（Art.13(6)）。ただし、そのようなイニシアチブの利用だけでは、自社の従業員およびその代表者と直接協議する義務までは果たしたことにならず、従業員については企業自身が別途対話の場を確保する必要があります。

(6) 通知メカニズム・苦情処理手続の構築・維持（Art.14）

企業は、自社・子会社・活動連鎖上のビジネスパートナーの事業活動における潜在的または実際の負の影響について、「苦情」を申し立てることができるようにするための「苦情処理手続」と、当該負の影響についてより広く情報を収集するために「通知」を受け付けるための「通知メカニズム」を整備しなければなりません。

【苦情を申し立てることができる者（苦情申立人）の範囲（Art.14(2)）】

企業は、次の者からの苦情を受け付けられるようにしなければなりません。

- 実際に負の影響を受けている、またはそのおそれがあると合理的に信じるに足る理由を有する自然人・法人、および、その正当な代表者（市民社会組織、人権擁護者等）
- その活動連鎖において就労する自然人を代表する労働組合・労働者代表
- 苦情の対象が環境への負の影響である場合、当該分野で活動し経験を有する市民社会組織

これらの者は、自社・子会社・ビジネスパートナーの事業活動に関する、実際または潜在的な負の影響について正当な懸念があるときに苦情を申し立てることができます。

【企業が備えるべき苦情処理手続の要件 (Art.14(3))】

企業は、上記の苦情を扱うために、次の要件を満たす手続を整備し、公表しなければなりません。

<ul style="list-style-type: none">• 公正である• 公開されている• 利用しやすい• 予見可能である• 透明性がある
<ul style="list-style-type: none">• 苦情に「根拠なし」と判断する場合の取扱いも手続に含める
<ul style="list-style-type: none">• 関係する労働者代表・労働組合に、この手続について周知する

報復防止のため、企業は合理的に可能な措置を講じて、苦情申立人（個人・組織）の身元の機密性を確保しなければなりません。また、情報を共有する必要がある場合は、苦情申立人の身元を開示しないなど、苦情申立人の安全を脅かさない方法で行わなければなりません。

また、苦情に根拠があると判断された場合、当該苦情の対象となった負の影響は、Art.8の意味において「特定された」ものとみなされ、企業は、それに応じて Art.10・11・12 に従った措置（防止、是正、救済）を講じる義務を負います。

【苦情申立人の有する権利 (Art.14(4))】

苦情申立人には、次の権利が与えられます (Art.14(4))。

<ul style="list-style-type: none">• 企業に対し、苦情について適切なフォローアップを求める権利
<ul style="list-style-type: none">• 企業の適切なレベルの担当者との面談し、重大な負の影響および救済の可能性 (Art.12) を協議する権利
<ul style="list-style-type: none">• 企業から、苦情が「根拠あり」または「根拠なし」と判断された理由、根拠ありと判断された場合に、講じた・講じるべき措置の内容について説明を受ける権利

【通知メカニズム (通報窓口) の整備 (Art.14(5))】

苦情とは別に、企業は「通知」のための仕組みも整えなければなりません。企業、自社の子会社、ビジネスパートナーの事業活動における、実際の、または潜在的な負の影響に関する情報や懸念を有する者・組織が、通知（通報）・相談を行えるメカニズムを用意する義務があります。

このメカニズムは、以下を満たす必要があります。

<ul style="list-style-type: none">• 国内法に従い、「匿名」または「守秘扱い」で通知できること
<ul style="list-style-type: none">• 通知者の身元が守られるよう、企業が合理的に可能な措置を講じること
<ul style="list-style-type: none">• 必要に応じて、企業が、通知者に対し、講じたまたは講じる予定の措置について情報を提供することができること

このメカニズムは、必ずしも自らの権利侵害を主張する苦情ではなく、潜在的なリスクに関する懸念や情報を比較的軽い形で伝えることが想定されています。企業は、匿名性・守秘性を確保しつつ、必要に応じて講じた対応について通知者に情報提供することもできます。

【共同メカニズムの利用 (Art.14(6))】

企業は、次のような共同の苦情処理手続・通知メカニズムを活用することも認められます。

- 複数の企業が共同で設ける仕組み
- 業界団体を通じて設けられたメカニズム
- マルチステークホルダー・イニシアチブの枠組み
- グローバル枠組み協定に基づく仕組み

ただし、当該共同メカニズムは、Art.14 が定める要件（公正、アクセスしやすさ、匿名性・機密性の確保、報復防止など）を満たしている必要があります。

【救済・他手続きとの関係 (Art.14(7))】

企業内の通知・苦情メカニズムの利用の有無は、他の手段へのアクセスに影響しません。通知や苦情を出していないことを理由に、Art.26（監督当局への申立て・手続）や Art.29（民事責任）などの手続きが利用できなくなることはありません。逆に、企業内メカニズムを利用したからといって、他の司法・非司法の救済手段の利用が妨げられることもありません。

(7) モニタリングと定期的な見直し (Art.15)

企業は、自社および子会社の事業活動・講じている措置に加え、活動連鎖上のビジネスパートナーの事業活動・講じている措置についても、デューディリジェンスがきちんと実施されているか、適切かつ有効かを定期的にモニタリングしなければなりません。具体的には、以下の点を確認・評価することが求められます。

- 負の影響の特定が適切に行われているか
- 防止・軽減の措置が適切かつ有効か
- 負の影響の停止・範囲の最小化が適切か

【モニタリングの方法と頻度】

モニタリングは、必要に応じて、定性的・定量的な指標に基づいて評価を行うことが求められます。

評価は、以下のタイミングで実施しなければなりません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 重大な変更が生じた後、遅滞なく• 重大な変更がない場合であっても、少なくとも 5 年に 1 回 |
|--|

- 講じている措置がもはや適切・有効ではないと合理的に考えられる場合、または負の影響が発生する新たなリスクが生じ得ると合理的に考えられる場合

【モニタリング結果に基づく方針・措置のアップデート】

モニタリングの結果に応じて、必要に応じて次の見直しを行うことが求められます。

- デューディリジェンス方針の更新
- 特定された負の影響の見直し
- それに対応するために講じられた適切な措置の更新・修正

この際、ステークホルダーから得られる関連情報を十分に考慮する必要があります。

(8) デューディリジェンスについての公表 (Art.16)

CSDDD は、「デューディリジェンスをやって終わり」ではなく、その内容・結果を外部に分かる形で伝えることも求めています。企業は、CSDDD に基づくデューディリジェンスに関する事項について、自社ウェブサイトにおいて、年1回、年次ステートメントを公表しなければなりません (Art.16(1))。

【年次ステートメントの要件】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 言語
監督当局が所在する加盟国で用いられている EU 公用語の少なくとも一つで作成、かつ、当該言語と国際ビジネスの分野で慣習的に用いられる言語が異なる場合には、国際ビジネスの分野で慣習的に用いられる言語でも作成する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 公表時期
ステートメントの対象となる会計年度の貸借対照表日から合理的な期間内であって、遅くとも 12 か月以内に、または、任意で会計指令（指令 2013/34/EU、CSRD による改正後）に基づく報告を行う企業は、年次財務諸表の公表日までに公表する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> • EU 域外企業の場合
EU 域外法に基づき設立された企業については、EU 域内の認定代理人に関する情報を、このステートメントに含める。 |

ステートメントに「何を書けばよいか」の具体的な中身・基準は、委任法令で後から定められます。当該委任法令は、2029 年 3 月 31 日までに採択される予定であり、少なくとも、以下の事項について、十分に詳細な情報を含めることが求められる方向性が示されています (Art.16(3))。

- デューディリジェンスの内容・プロセスに関する説明
- 特定された実際および潜在的な負の影響
- それらの影響に対して講じた適切な措置

なお、会計指令（指令 2013/34/EU、CSRD による改正後）に基づいてサステナビリティ報告をする義務を負う企業については、CSDDD に基づく年次ステートメントの公表義務は免除されます（Art.16(2)）。

2. 日本企業が今後取るべき実務対応

CSDDD の適用対象となる企業にとって、同指令を遵守するために必要な体制構築には、相当の時間とリソースを要すると考えられます。また、直接の適用対象とならない企業であっても、ビジネスパートナーの欧州企業やステークホルダーからの要請により、実質的に同水準の対応が求められる可能性があります。既に構築している仕組みを最大限活用しつつ、早急に準備に着手することが重要です。

CSDDD への対応は、他のビジネスと人権・環境に関する枠組みや、すべての企業に適用される国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights）」が求める水準への適合にもつながります。簡素化改正指令により、EU における法規制そのものは一定程度簡素化・縮小されましたが、企業が人権・環境リスクを考慮して事業を行うという潮流が後退することは想定しがたく、むしろ国際的な期待水準は今後一層高まっていくとみるべきでしょう。

まずは、自社がサプライチェーン上のどの位置にあり、どの程度 CSDDD の影響を受け得るかを把握したうえで、既存の方針、サプライチェーン管理体制、通報窓口等について、CSDDD の趣旨・要請を踏まえた観点から棚卸しを行い、ギャップを洗い出すことが有益です。併せて、EU 拠点や主要な欧州ビジネスパートナーとの対話を通じて、今後求められる情報や体制の水準感を早めに掴んでおくことが肝要です。

本稿が、そのための一助となれば幸いです。

<筆者略歴>

【大江 修子 (おおえ ながこ)】

TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士 noe@tmi.gr.jp

1998 年 東京弁護士会登録、虎ノ門総合法律事務所入所

2004 年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)、Kramer Levin Naftalis & Frankel LLP (NY Office)研修

2005 年 あさひ・狛法律事務所入所

2007 年 TMI 総合法律事務所入所

2008 年 パートナー就任

カルビー株式会社社外監査役・ウイングアーク 1st 株式会社社外監査役・公益財団法人日本バスケットボール協会理事

エンタテインメント・スポーツ/ブランド/著作権/商標/不正競争/意匠/データ (保護法制、取引)/知財争訟/国際訴訟・仲裁・調停・ADR/ジョイントベンチャー/アライアンス (提携) /コーポレートガバナンス/出入国関連

【磯井 里衣 (いそい りえ)】

TMI 総合法律事務所 弁護士 risoi@tmi.gr.jp

2010 年 桜蔭高等学校卒業

2015 年 東京大学法学部第一類卒業

2017 年 東京大学法科大学院修了

2018 年 第二東京弁護士会登録

2019 年 TMI 総合法律事務所入所

2024 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M.) 後、国連軍縮部・通常兵器部門にてインターン

2025 年 TMI 総合法律事務所復帰

ビジネスと人権/企業法務/M&A/コーポレートガバナンス/コンプライアンス/国際取引/訴訟・紛争/個人情報保護・データ (保護法制・取引)

掲載日：2026 年 5 月 14 日